

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第8条第7項
処 分 の 概 要	銃砲等又は刀剣類の提出命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項・第7項（銃砲等又は刀剣類の仮領置）
処 分 基 準	当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	